



2023年10月3日

各 位

会 社 名 株式会社チェンジホールディングス
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 福留 大士
(コード番号：3962 東証プライム)
問合せ先 取締役兼執行役員CFO 山田 裕
(TEL. 03-6435-7347)

イー・ガーディアン株式会社株式（証券コード：6050）に対する 公開買付けの結果及び子会社の異動（特定子会社の異動）に関するお知らせ

株式会社チェンジホールディングス（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、2023年8月2日付の取締役会において、イー・ガーディアン株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：6050、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2023年8月3日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2023年10月2日を以って終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

なお、対象者が2023年8月2日に関東財務局長に提出した有価証券届出書及び同日に公表した「株式会社チェンジホールディングスによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株式発行に関するお知らせ」によれば、対象者は2023年8月2日開催の取締役会において、当社を割当予定先とし、2023年10月11日から2023年11月30日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（普通株式1,527,716株、1株あたり払込価格2,099円、総額3,206,675,884円。以下「本第三者割当増資」といいます。）について決議しているとのことであり、当社は、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数について、本公開買付けの決済開始日の翌営業日（2023年10月11日）に払込みを行う予定です。

また、本公開買付けの決済及び本第三者割当増資に係る払込みの結果、2023年10月11日（本第三者割当増資の払込予定日）付で、対象者は当社の連結子会社となる予定であり、また、特定子会社に該当することとなりますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社チェンジホールディングス
東京都港区虎ノ門三丁目 17 番 1 号

(2) 対象者の名称

イー・ガーディアン株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,316,816 (株)	3,742,904 (株)	4,316,816 (株)

(注1) 本公開買付けに応じて応募がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,742,904 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（4,316,816 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出書当初の買付け等の期間

2023年 8 月 3 日（木曜日）から2023年10月 2 日（月曜日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 3,000 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,742,904 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨、及び、応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,316,816 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条

に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（6,702,316株）が買付予定数の上限（4,316,816株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書（2023年8月22日付及び2023年8月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、法第27条の13条第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13条5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞

法第27条の13条第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2023年10月3日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	6,702,316株	4,316,908株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	6,702,316株	4,316,908株
(潜在株券等の数の合計)	—株	—株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	43,169個	(買付け等後における株券等所有割合 42.39%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	102,127個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2023年8月10日に提出した第26期第3四半期報告書（以下「対象者第3四半期報告書」といいます。）に記載された2023年6月30日現在の総株主の議決権

の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式（但し、自己株式を除きます。）についても、本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券所有割合」及び「買付け等後における株券所有割合」の計算においては、対象者第3四半期報告書に記載された2023年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（10,405,800株）から、対象者第3四半期報告書に記載された対象者が所有する2023年6月30日現在の自己株式数（221,028株。但し、対象者自身が所有する株式ではない点、及び将来的には対象者の各取締役に交付されて議決権の行使が可能となる点を考慮し、役員向け株式交付信託が2023年6月30日現在所有する対象者株式（191,780株）は含まれておりません。以下同じです。）を控除した株式数（10,184,772株。以下「自己株式控除後発行済株式総数」といいます。）に係る議決権の数（101,847個）を分母として計算しております。

（注2）対象者が2023年8月2日に関東財務局長に提出した有価証券届出書及び同日に公表した「株式会社チェーンジホールディングスによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株式発行に関するお知らせ」によれば、対象者は2023年8月2日開催の取締役会において、本第三者割当増資について決議しているとのことであり、当社は、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数について払込みを行う予定です。その場合、「買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数」は、当社が本公開買付けにより買付けを行う4,316,908株に、本第三者割当増資により当社が払込みを行う1,527,716株を加算した5,844,624株に係る議決権の数（58,446個）となり、「対象者の総株主等の議決権の数」は、自己株式控除後発行済株式総数（10,184,772株）に、本第三者割当増資により引受ける1,527,716株を加算した11,712,488株に係る議決権の数（117,124個）となります。また、当社の本公開買付け及び本第三者割当増資の完了後の株券等所有割合は、49.90%となります。

（注3）「買付け等前における株券所有割合」及び「買付け等後における株券所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

（5）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の数の合計（6,702,316株）が買付予定数の上限（4,316,816株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等（本公開買付けに係る株券等の買付けの申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方をいいます。以下同じです。）からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとししました。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定しました。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
株式会社 SBI 証券 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

② 決済の開始日

2023 年 10 月 10 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還の方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が 2023 年 8 月 2 日に公表した「イー・ガーディアン株式会社との資本業務提携契約の締結、イー・ガーディアン株式会社株式（証券コード：6050）に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」及び 2023 年 8 月 3 日に提出した公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社チェンジホールディングス

（東京都港区港区虎ノ門三丁目 17 番 1 号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

II. 子会社の異動について

1. 異動の理由

本公開買付け及び本第三者割当増資の結果、2023 年 10 月 11 日（本第三者割当増資の払込予定日）付で、対象者は当社の特定子会社となる予定です。

2. 異動する子会社（対象者）の概要

① 名	称	イー・ガーディアン株式会社							
② 所	在	地	東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 8 号						
③ 代	表	者	の	役	職	・	氏	名	代表取締役社長 高谷 康久

④ 事業内容	(1) ブログ・SNS・掲示板企画コンサルティング (2) リアルタイム投稿監視業務 (3) ユーザーサポート業務 (4) オンラインゲームカスタマーサポート業務 (5) コンプライアンス対策・風評・トレンド調査業務 (6) コミュニティサイト企画・サイト運営代行業務・広告審査代行サービス業務 (7) 人材派遣業務		
⑤ 資本金	364 百万円 (2023 年 3 月 31 日時点)		
⑥ 設立年月日	1998 年 5 月 12 日		
⑦ 大株主及び持株比率 (2023 年 3 月 31 日時点)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)		22.24%
	CEP LUX-ORBIS SICAV (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)		9.01%
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)		8.32%
	高谷 康久		6.47%
	GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)		4.78%
	株式会社SBI証券		1.83%
	CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH/UCITS CLIENTS ASSETS (常任代理人香港上海銀行東京支店)		1.77%
	野村信託銀行株式会社 (投信口)		1.72%
	上田八木短資株式会社		1.20%
	溝辺 裕		1.10%
⑧ 当社と対象者の関係			
資本関係	該当事項はありません		
人的関係	該当事項はありません		
取引関係	当社は、対象者からソーシャルサポートサービスの提供を受けております。また、当社の子会社である株式会社チェンジは、対象者の子会社である EG セキュアソリューションズ株式会社から脆弱性診断サービスの提供を受けております。		
関連当事者への該当状況	関連当事者に該当しません		
⑨ 対象者の直近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決算期	2020 年 9 月期	2021 年 9 月期	2022 年 9 月期
連結純資産	4,217 百万円	4,910 百万円	6,482 百万円
連結総資産	5,532 百万円	6,832 百万円	8,414 百万円
1 株当たり連結純資産	416.47 円	489.38 円	646.13 円
連結売上高	7,785 百万円	9,933 百万円	11,752 百万円
連結営業利益	1,285 百万円	1,968 百万円	2,272 百万円

連結経常利益	1,326百万円	2,040百万円	2,314百万円
親会社株主に 帰属する当期純利益	889百万円	1,086百万円	1,689百万円
1株当たり連結当期純利益	87.82円	107.44円	168.38円
1株当たり配当金	10.00円	14.00円	24.00円

(注) 「大株主及び持株比率」における持株比率の記載は、対象者が2023年5月12日に提出した第26期第2四半期報告書の「大株主の状況」に基づき作成しております。

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	一株 (議決権の数：一個) (議決権所有割合：一%)
(2) 取得株式数	①本公開買付けによる取得分 4,316,908株 (議決権の数：43,169個) ②本第三者割当増資による取得分 1,527,716株 (議決権の数：15,277個)
(3) 取得価額	①本公開買付けによる取得分 約12,951百万円 ②本第三者割当増資による取得分 約3,207百万円
(4) 異動後の所有株式数	5,844,624株 (議決権の数：58,446個) (議決権所有割合：49.90%)

(注1) 「(4) 異動後の所有株式数」の「議決権所有割合」は、対象者第3四半期報告書に記載された2023年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(10,405,800株)に本第三者割当増資により新たに発行される対象者株式数(1,527,716株)を加算した数(11,933,516株)から、対象者第3四半期報告書に記載された対象者が所有する2023年6月30日現在の自己株式数(221,028株)を控除した株式数(11,712,488株)に係る議決権の数(117,124個)を分母として計算しております。

(注2) 「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注3) 「取得価額」は、百万円未満を切り捨てております。なお、アドバイザー費用等は含まれておりません。

4. 異動の日程(予定)

2023年10月11日(本第三者割当増資の払込予定日)

5. 今後の見通し

当該会社の異動が今後の当社の業績に与える影響につきましては、現在精査中です。今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以上